

Know!

被扶養者(異動)届をお忘れなく

被扶養者の方で、右の項目のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者から外す手続きが必要です。「健康保険被扶養者(異動)届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付して、異動があった日から5日以内にIBM健保組合へ提出してください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- 子どもが就職した
- 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円を超えた(60歳以上または障害がある場合は180万円)
- 亡くなった
- 75歳になった

詳しくはHPへ

HOME >>
各種申請・申込 >>
家族の加入について



IBM 健保組合にご提出いただく添付書類は、 マイナンバーの記載がないものをご用意ください

健康保険におけるマイナンバー制度の利用開始は2017年1月からとなっています。したがって2016年12月までの間、扶養認定等の申請時に添付していただく「住民票」や各種証明書には、必ず個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。

なお、添付書類に個人番号が記載されている場

合は、当該部分を塗りつぶすなどマスキングをして、見えないようにしたうえでご提出くださるようお願いします(マスキングされていない場合は返送させていただきます)。

お手数をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2016年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます(毎月払いの方は、3月28日から新保険料での引落としとなります)。

* 納付方法に応じた **毎月払い(任意継続被保険者のみ)** **1年前前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2016年度の保険料

法律改正(本誌5頁をご覧ください)に伴い、特例退職被保険者については標準報酬月額が改定されます。

特例退職被保険者

2016年
3月から

標準報酬月額 360,000円

健康保険料 28,800円

介護保険料 3,600円

合 計 32,400円

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2016年
3月から

標準報酬月額
(上限額) 530,000円

健康保険料 42,400円

介護保険料 5,300円

合 計 47,700円

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編集後記 ★

今号では、本年4月から一部改正される健康保険制度についてお知らせいたしました。紹介状なしでの大病院受診時の追加負担等、患者・被保険者のみなさまの負担増となる内容が含まれています。今後、かかりつけ医、ホームドクター制度の推進等の、みなさまの健康維持と医療費負担の軽減にお役に立てる情報もお知らせしてまいります。ぜひ、ご活用ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで